活動報告

【国際研修・共同研究】

令和７年度モンゴル共同研究

国際協力部教官
奥　　大　樹

第１　はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、２０２６年１月１４日から同月２２日までの日程（移動日を含む）で、モンゴル国（以下「モンゴル」という。）の法律関係者を招へいし、商法、会社法、民法、民事訴訟法をテーマとした令和７年度共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。詳細な日程は別添のとおりである（別添１は日程表、別添２は参加者名簿）。ここでは、本共同研究の実施に至った経緯や実施状況等について報告する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第２　本共同研究の実施に至る経緯等

当部は、２０００年代以降、モンゴルに対する法制度整備支援を継続的に実施している。支援を開始した当初は、モンゴルにおける調停制度の強化等に向けた支援を中心に行っていたが、２０１７年にモンゴルから商法制定に関する支援要請を受けて以降は、同国のビジネス環境整備の観点から、同国における商法制定に向けた支援を中心に据えている。それ以降、当部は、モンゴルの法務・内務省を主なカウンターパートとしながら、モンゴルの法律実務家や学者を日本に招へいして共同研究を実施してきたほか、当部教官等がモンゴルに渡航して行う現地セミナーやオンラインセミナー等を実施してきた。

こうした支援も後押しし、２０２５年５月、日本の国会に当たる国家大会議に商法草案が提出された。本共同研究は、こうした状況下、近く商法典が成立することを見据え、制定後に商法が円滑に運用されるよう、商法のコンメンタールの作成手法に関する知見を提供するとともに、モンゴル側の要望に基づき、モンゴルにおいて商法と同様に改正が検討されている会社法と民事訴訟法の各改正に向けた知見を提供することを目的に実施されたものである。

なお、国家大会議に提出された前記商法草案は、本共同研究の実施直前の２０２５年１２月に差戻しとなってしまったが、草案を修正した上で再度国家大会議に提出予定とのことであり、本共同研究では商法草案の審議状況に関する情報収集も行った。

また、現在、モンゴル国内では、民法の全面的な見直しが検討されており、２０２５年６月、モンゴルの国家大会議の法務常任委員会から日本に対し、民法改正

についての支援要請があった。同支援要請を受け、今後、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の支援枠組みにより民法改正支援が実施される予定であるところ、本共同研究では、民法改正に関するモンゴル国内での議論状況に関するモンゴル側からの発表のセッションも設け、同議論状況について日本側が情報収集することも目的とした。

第３　共同研究の実施状況

本共同研究では以下のとおりの講義や協議を実施した。

１　商法コンメンタール作成手法に関する講義

九州大学の徳本穣教授から、商法コンメンタールの作成手法に関する講義をいただいた。

同講義では、コンメンタールに記載されることが多い事項として、条文、その趣旨、意義、改正の経緯、論点の紹介、解説、関連する法制度、裁判例の紹介等が記載されることが多いとの説明があったほか、商法に関連して比較的論点の多い「名板貸し」を例にして、実際のコンメンタールにどのような構成でどのような内容が記載されるかについての解説がなされた。

同講義は実際にコンメンタールを作成するにあたって非常に実践的な内容であり、研究員たちは講義の内容を真剣に聞いている様子であった。



【徳本教授による講義の様子】

2　日本の民事訴訟手続に関する講義

当部の佐々木康平教官から、日本の民事訴訟全般についての講義を実施した。

同講義では、最高裁判所を頂点とする日本の裁判所の組織に関する説明や裁判官のキャリア形成に関する説明、日本の民事訴訟の手続や進行等について、基本的な説明が行われた。具体的には、民事訴訟における争点整理のやり方や工夫、判決書の機能や目的、和解の活用方法等について、実務経験豊富な裁判官の立場から講義を行った。同講義は、日本の民事訴訟制度の基本的な事項を理解してもらうことで、その後に続く東京地方裁判所民事部への訪問をより充実したものにすることを目的として実施したものであったが、研究員からは日本の民事訴訟制度や争点整理に関する質問が相次ぎ、日本の民事訴訟に対する研究員の関心の高さが実感された。



【佐々木教官による講義の様子】

3　東京地方裁判所民事部への訪問

東京地方裁判所民事部を訪問し、同裁判所の施設見学を行うとともに、モンゴル側の関心事項である民事訴訟の迅速化やデジタル化に関する説明を実施していただいた。

施設見学では、実際に東京地方裁判所民事部の法廷を見学させていただき、オンラインによる口頭弁論や弁論準備手続を行うために必要な設備等を見学させていただいた。研究員たちは同設備に関する裁判官からの説明に熱心に耳を傾けている様子であった。

その後、東京地方裁判所民事部の裁判官から民事訴訟の迅速化とデジタル化に関する取組みに関する説明をいただいたところ、モンゴル側からは積極的に質問がなされ、この分野に関する関心の高さがうかがわれた。民事訴訟の迅速化とデジタル化はモンゴルにおいても重要な課題であり、モンゴル側にとって非常に有益な訪問になったと思料される。

4　民事訴訟における保全手続に関する講義

当部の樋口瑠惟教官（当時、現東京地方裁判所判事補）から、日本の民事訴訟における保全手続に関して講義を実施した。

民事保全手続はモンゴル側において関心の高いテーマの１つであったことから本講義が設定されたところ、同講義では、民事保全の種類、要件、立証方法、手続の流れや実務等、基本的かつ実践的な内容が網羅的に説明された。講義の内容として、民事保全の基本的な事項を中心に説明しているため、研究員にとっても理解しやすい内容になっていた上、架空の事例に基づく事例問題も講義の内容に含まれていたことから、研究員にとって理解しやすい内容になっていたと思料される。



【樋口教官による講義の様子】

5　会社法上の諸論点に関する講義

九州大学の徳本穣教授から、会社法上の諸論点に関する講義をいただいた。

同講義は、モンゴル側で会社法の改正が検討されていることを踏まえて実施された

ものであるところ、モンゴル側の関心が高い、日本の会社法の総論的特徴、募集株式の発行等の日本の企業金融、敵対的企業買収等の株主間紛争、会社法上の差止め等の仮処分といった各事項をテーマとして講義を実施していただいた。同講義の内容としては、日本の法律における会社の意義といった基本的な事項から企業金融や株主間紛争といった高度かつ専門的な事項まで扱っていただいた上、実際の裁判例にも触れながら講義をいただいた。そのため、内容として非常に充実したものになっており、研究員も熱心に講義を聞いている様子であった。

6　モンゴル側の発表

モンゴル国立大学法学部准教授であるトゥメンジャルガル・メンドサイハン氏から、モンゴルにおける民法改正に関する議論状況や商法草案の審議状況等について発表をしていただいた。

同発表の中では、モンゴル民法の歴史や構成についての説明がなされたほか、現在、民法典の全面的な見直しが検討されている状況にある旨の説明がなされた。このうち、民法典内に規律された商取引関係の規定に関連する問題点として、実務における適用が少ないこと、民法に商取引法の基本原則が明確に規定されていないため、商取引的規律の目的や適用状況が明確でないこと、事業者の法的地位や事業活動の概念が不明確であるため、商取引的規律の適用場面や範囲に疑義が生じていること、民法に規定された商取引的規律の文言や用語から、その特有の趣旨や意味内容を確定するのが困難であること、商取引紛争を専門的に審理する裁判体制が存在しないこと、事業者のみならず法律家や裁判官においてもこれらの特則の起源、意味及び効果を十分に理解していないことといった問題が存在するとの説明があった。

同発表の中では民法に関連して商法草案に関する説明もあったところ、商法草案が差戻しになった理由として、民法と新商法との整合性が十分に確保されていないため、現行民法に対する改正を同時に行う必要があるにもかかわらず、その検討が不十分であったことから、最高裁判所の意見を踏まえて法務・内務大臣が同法案を撤回したとの説明があった。

このように、民法と商法の規定は相互に関係するものであり、発表者の意見としては、商法を制定するとともに民法についても見直しが必要であるとの意見であった。

この点につき、筆者の意見としても、現状、モンゴルの民法には日本の商法で規律されている商取引的な行為が規定されていることから、商法が制定後に適切に運用されるためには民法との整合性を保つことが極めて重要と思料される。それゆえ、当部が今後モンゴルの商法制定を適切に支援するためには、商法のみならず民法の規定にも留意し、民法の規定をよく分析した上で支援を実施することがより一層重要であると思料された。



【メンドサイハン准教授による講義の様子】

7　今後の協力関係に関する協議

モンゴル研究員との間で、今後の協力関係についての協議を実施した。

モンゴル側からは、今後も商法制定に向けた支援を続けてほしい旨が表明され、商法のほか、今回の共同研究でも扱った会社法や民事訴訟法といった分野についても、引き続き共同研究で扱ってほしい旨が示された。

全体として、モンゴル側の日本の支援に対する強い期待と信頼が感じられる協議となった。

第４　所感、今後の展望

本共同研究は、モンゴルの商法制定を見据えて実施されたものであったが、モンゴル側の発表等を通じ、モンゴルにおける商法制定向けた現状と民法改正に関する議論状況等について日本側が情報収集することもでき、日本とモンゴルの両国にとって非常に有意義な共同研究となった。

当部としては今後もモンゴルの商法制定に関する支援を継続していく意向であるが、これと並行し、同国の民法改正に関しても支援を検討しているところである。本共同研究におけるモンゴル側の発表でもあったとおり、検討に当たっては、商法の規定と民法の規定との間の整合性を保つことが非常に重要であると思料され、かかる整合性が十分に検討されないまま各法典が制定、改正されてしまえば、その運用や解釈において重大な問題が生じ、両法律が適切に運用されない事態に陥ってしまうのは明

らかである。そこで、今後のモンゴルの商法制定に向けた支援に当たっては、商法の規定と併せて民法の規定も十分に検討することが肝要であり、民法改正支援を実施するにあたっても、同様の視点を持って支援内容を検討すべきである。商法制定支援と民法改正支援のいずれについても、今後の具体的な支援内容は今後検討していくこととなるが、前記視点を持って支援に取り組み、より質の高い支援を実施したい。



【修了式の様子】

令和７年度モンゴル共同研究日程表
【令和８（２０２６）年１月１４日（水）～１月２２日（木）（移動日を含む。）】
（奥教官、樋口教官、高橋専門官）

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
1／14	水	【入国】 08:55 ウランバートル発→14:30 成田着 [OM501]			ホテル泊
1／15	木	11:00 12:00 国際協力部オリエンテーション 赤れんが		14:00 17:00 【講義・意見交換】 「商法コンメンタール作成の手法～商法総則を題材に」 徳本穣　九州大学教授 赤れんが	ホテル泊
1／16	金	9:30 11:30 【講義・意見交換】 「日本の民事訴訟手続の基礎」 ICD教官　佐々木康平 赤れんが 12:00 12:30 法務副大臣 表敬訪問 法務省	12:30 14:00 所長主催意見交換会 集合写真撮影 京都二条苑・赤れんが	15:00 17:00 【訪問・講義・意見交換】 「民事訴訟の迅速化のための工夫及び電子化について」 東京地方裁判所民事部裁判官 東京地方裁判所	ホテル泊
1／17	土	休務日			ホテル泊
1／18	日	休務日			ホテル泊
1／19	月	10:00 12:00 【講義・意見交換】 「民事訴訟における保全手続」 ICD教官　樋口瑠惟 赤れんが		14:00 17:00 【講義・意見交換】 「会社法上の諸論点①（企業の金融制度、株主間紛争、仮処分）」 徳本穣　九州大学教授 赤れんが	ホテル泊
1／20	火	10:00 12:00 【講義・意見交換】 「会社法上の諸論点②（企業の金融制度、株主間紛争、仮処分）」 徳本穣　九州大学教授 赤れんが		14:00 15:00 【モンゴル側発表】 「モンゴル民法改正に向けた議論の状況」 赤れんが	ホテル泊
1／21	水	10:00 12:00 【協議・総括質疑】 「今後の協力活動について」 ICD教官　奥大樹、樋口瑠惟 赤れんが		14:00 14:30 修了式 赤れんが	ホテル泊
1／22	木	【出国】 15:30 成田発→20:35 ウランバートル着[OM502]			

令和7年度モンゴル共同研究　研修参加者名簿

1	グルラグチャー　アルタンチメグ
	Ms.　Gurragchaa Altanchimeg
	最高裁判所民事部判事長
2	エネビシ　ゾルザヤ
	Ms.　Enebish Zolzaya
	最高裁判所判事
3	ネルグイ　バチメグ
	Ms.　Nergui Batchimeg
	最高裁判所判事
4	バトスレン　ウンダラフ
	Ms.　Batsuren Undrakh
	最高裁判所判事
5	プレブジャフ　サインゾリグ
	Mr.　Purevjav Sainzorig
	国家大会議議員
6	バトボルド　アマルサナー
	Mr.　Batbold Amarsanaa
	モンゴル国立大学法学部長・教授
7	ビャンバジャバ　ウランバートル
	Mr.　Byambajav Ulaanbaatar
	モンゴル国立大法学部准教授
8	トゥメンジャルガル　メンドサイハン
	Mr.　Tumenjargal Mendsaikhan
	モンゴル国立大法学部准教授
9	サランゲレル　バトバヤル
	Mr.　Sarangerel Batbayar
	モンゴル国立大学法学部上席講師
10	ニャムスレン　ノロブサンボー
	Mr.　Nyamsuren Norovsambuu
	モンゴル国立大学講師
11	バトエルデネ　ブヤンヒシグ
	Ms.　Bat-erdene Buyankhishig
	モンゴル国立大学法学部准教授
12	ナルマンダハ　ジャミンフー
	Mr.　Narmandakh Jamiyankhuu
	モンゴル国立法律研究所長
13	ガンホヤグ　ダワーニャム
	Mr.　Gankhuyag Davaanyam
	モンゴル国立大学法学部准教授・モンゴル法曹協会会員
14	ザグドスレン　スフバータル
	Mr.　Zagdsuren Sukhbaatar
	モンゴル弁護士会・弁護士
15	ガンプレブ　ツァガーンバヤル
	Mr.　Ganpurev Tsagaanbayar
	モンゴル弁護士会・弁護士

【研修担当/Officials in charge】
教官 / Professor 奥大樹(Mr. OKU Daiki)
教官 / Professor 樋口瑠惟(Mr. HIGUCHI Rui)
国際専門官 / Administrative Staff 高橋尚吾(Mr. TAKAHASHI Shogo)